

吹田市営住宅条例施行規則現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(借上型住宅の名称及び位置)</p> <p>第2条 条例第1条第2項ただし書に規定する借上型住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } -----略----- (2) }</p> <p>(保証人の資格等)</p> <p>第8条の2 条例第7条第2項の規定により選任する保証人は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。</p> <p>(1) } -----略----- (2) }</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア } -----略----- イ }</p> <p>(4) }</p> <p>2 入居者は、条例第7条第4項の規定による保証人の選任の猶予を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載して押印した保証人選任猶予申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 入居者の氏名及び住所（以下「氏名等」という。）</p> <p>(2) 市営住宅の名称及び所在地（以下「市営住宅の名称等」という。）</p>	<p>(借上型住宅の名称及び位置)</p> <p>第2条 条例第1条第2項ただし書に規定する借上型住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } -----略----- (2) }</p> <p>(13) 吹田市営ヴィオラ千里住宅 吹田市佐井寺南が丘15番8-305号、8-402号及び8-502号</p> <p>(14) 吹田市営ラフィーネ高塚住宅 吹田市千里山高塚31番26-301号、26-501号、26-503号及び26-601号</p> <p>(保証人の選任)</p> <p>第8条の2 入居者は、保証人を選任するときは、次に掲げる要件のいずれにも該当する者のうちから選任しなければならない。</p> <p>(1) } -----略----- (2) }</p> <p>(3) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア } -----略----- イ }</p> <p>(4) }</p> <p>2 前項の保証人（以下「個人保証人」という。）の債務の極度額は、保証時における当該入居者の家賃（家賃の減額又は免除を受ける者にあつては、減額又は免除を受けない場合の家賃。第4項において同じ。）の9月分に相当する額及び200,000円の合計額を超えない範囲内において市長が定める額とする。</p> <p>3 入居者は、法人を保証人に選任するときは、第1項の規定にかかわらず、次に掲</p>

現 行	改 正 案
<p>(3) <u>猶予を受けようとする理由</u></p> <p><u>(請書の提出)</u></p> <p>第9条 入居承認書の交付を受けた者は、次に掲げる事項を記載した条例第7条第2項の請書を入居可能日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 入居者及び保証人の<u>氏名等</u></p> <p>(2) 市営住宅の<u>名称等</u></p> <p>(3) 借上型住宅の入居の承認を受けた者にあつては、期間の満了により当該住宅を退去する旨の誓約</p> <p>2 <u>前項の請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>保証人の収入の額を証する書類</u></p> <p>(2) <u>住民票の写しその他保証人の氏名等を証する書類</u></p>	<p><u>げる要件のいずれかに該当する者のうちから選任しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>国土交通大臣による家賃債務保証業者の登録を受けていること。</u></p> <p>(2) <u>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を受けていること。</u></p> <p>4 <u>前項の保証人（以下「法人保証人」という。）の債務の極度額は、保証時における当該入居者の家賃の9月分に相当する額及び200,000円の合計額を下回らない範囲内において市長が定める額とする。</u></p> <p><u>(請書の提出等)</u></p> <p>第9条 入居承認書の交付を受けた者は、次に掲げる事項を記載し、保証人と連署して押印した請書を入居可能日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 入居者及び保証人の<u>氏名及び住所（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）（以下「氏名等」という。）</u></p> <p>(2) 市営住宅の<u>名称及び所在地（以下「市営住宅の名称等」という。）</u></p> <p>(3) <u>保証債務の極度額</u></p> <p>(4) 借上型住宅の入居の承認を受けた者にあつては、期間の満了により当該住宅を退去する旨の誓約</p> <p>2 請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>個人保証人にあつては、収入の額を証する書類及び住民票の写しその他氏名等を証する書類</u></p> <p>(2) <u>法人保証人にあつては、保証契約書の写し</u></p> <p>3 <u>入居者は、保証人の選任の猶予を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載して押印した保証人選任猶予申請書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>入居者の氏名等</u></p> <p>(2) <u>市営住宅の名称等</u></p> <p>(3) <u>猶予を受けようとする理由</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(収入の申告等)</p> <p>第 1 1 条 条例第 1 0 条第 1 項に規定する収入の申告は、次に掲げる事項を記載した収入申告書によるものとし、6 月末日までに前年の収入の額を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) } -----略----- (2) }</p> <p>2 市長は、条例第 1 0 条第 2 項の規定による収入の認定額及び家賃、その徴収を開始する日その他必要な事項を収入認定等通知書により入居者に通知する。</p> <p>3 入居者は、前項の認定額について意見のあるときは、次に掲げる事項を記載した収入認定に対する意見申立書にその理由を証する書類を添えて、収入認定等通知書の交付を受けた日から 3 0 日以内に、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) } -----略----- (2) }</p> <p>4 市長は、収入認定に対する意見申立書を受け付けたときは、その日から 3 0 日以内にその内容を審査し、理由があると認めるときは、第 2 項の認定額を更正する。</p> <p>5 入居者は、第 3 項に規定する期間を経過した日以後において、収入の減少により家賃の変更を要するときは、第 2 項の認定額の更正を求めることができる。</p> <p>6 -----略-----</p>	<p>(収入の申告等)</p> <p>第 1 1 条 条例第 1 0 条第 1 項の規定による収入の申告は、次に掲げる事項を記載した収入申告書によるものとし、6 月末日までに前年の収入の額を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) } -----略----- (2) }</p> <p>2 市長は、条例第 1 0 条第 2 項の規定による収入の認定額(以下「収入認定額」という。)及び家賃、その徴収を開始する日その他必要な事項を収入認定等通知書により入居者に通知する。</p> <p>3 入居者は、収入認定額について意見のあるときは、次に掲げる事項を記載した収入認定に対する意見申立書にその理由を証する書類を添えて、収入認定等通知書の交付を受けた日から 3 0 日以内に、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) } -----略----- (2) }</p> <p>4 市長は、収入認定に対する意見申立書を受け付けたときは、その日から 3 0 日以内にその内容を審査し、理由があると認めるときは、収入認定額を更正する。</p> <p>5 入居者は、第 3 項に規定する期間を経過した日以後において、収入の減少により家賃の変更を要するときは、収入認定額の更正を求めることができる。</p> <p>6 -----略-----</p>
<p>(明渡期限の延長)</p> <p>第 1 4 条 条例第 1 6 条の規定により明渡請求を受けた入居者は、明渡期限の延長を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した明渡期限延長申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) } -----略----- (2) }</p>	<p>(明渡期限の延長)</p> <p>第 1 4 条 法第 2 9 条第 1 項の規定による明渡請求を受けた入居者は、明渡期限の延長を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した明渡期限延長申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) } -----略----- (2) }</p>

現 行	改 正 案
<p>(3) } 2 ----- 略 -----</p>	<p>(3) } 2 ----- 略 -----</p>
<p>(同居の承認)</p>	<p>(同居の承認)</p>
<p>第15条 } 2 ----- 略 -----</p>	<p>第15条 } 2 ----- 略 -----</p>
<p>3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、同居の承認をしないものとする。</p>	<p>3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、同居の承認をしないものとする。</p>
<p>(1) ----- 略 -----</p>	<p>(1) ----- 略 -----</p>
<p>(2) 同居した場合における当該入居者に係る収入（<u>条例第9条第1項に規定する収入をいう。以下同じ。</u>）が条例第3条第2項第2号又は第3号に規定する金額を超える場合</p>	<p>(2) 同居した場合における当該入居者に係る<u>収入認定額</u>が条例第3条第2項第2号又は第3号に規定する金額を超える場合</p>
<p>(3) } 4 ----- 略 -----</p> <p>(保証人の変更)</p>	<p>(3) } 4 ----- 略 -----</p> <p>(保証人の変更)</p>
<p>第15条の2 入居者は、<u>条例第18条の2の規定により新たに保証人を選任したときは、次に掲げる事項を記載して押印した市営住宅保証人選任報告書兼誓約書を市長に提出しなければならない。</u></p>	<p>第15条の2 入居者は、新たに保証人を選任したときは、次に掲げる事項を記載して押印した市営住宅保証人選任報告書兼誓約書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1) } (2) } ----- 略 -----</p>	<p>(1) } (2) } ----- 略 -----</p>
<p>2 ----- 略 -----</p>	<p>2 ----- 略 -----</p>
<p>(入居の承継)</p>	<p>(入居の承継)</p>
<p>第17条 ----- 略 -----</p>	<p>第17条 ----- 略 -----</p>
<p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>前項に規定する承認を</u></p>	<p>3 <u>新たな保証人の選任の猶予を受けようとする場合については、第9条第3項の規定を準用する。</u></p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>前項の承認をしないも</u></p>

現 行	改 正 案
<p>しないものとする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 当該承認を受けようとする者に係る当該承認の後に<u>収入</u>が令第9条第1項に規定する金額を超える場合</p> <p>(3) } -----略-----</p> <p>3 }</p>	<p>のとする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 当該承認を受けようとする者に係る当該承認の後に<u>収入認定額</u>が令第9条第1項に規定する金額を超える場合</p> <p>(3) } -----略-----</p> <p>3 }</p>